

綾瀬市統括保健師等設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康の保持増進を図るための様々な活動を効果的に実施することを目的として、保健師の保健活動を組織横断的に総合調整し、及び推進するとともに、人材育成及び技術面での指導及び支援を行うため、統括保健師を置く。

(統括保健師の設置)

第2条 統括保健師は、次の各号のいずれにも該当する者のうち、最も職位の高い者をもって充てる。

- (1) 保健師業務の経験を有すること。
- (2) 健康づくり主管課に属すること。
- (3) 綾瀬市一般職の職員の給与に関する条例（昭和29年綾瀬町条例第6号）別表第1において4級以上の適用を受けていること

2 統括保健師は、1人とする。

(統括保健師の役割)

第3条 統括保健師は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 保健活動の連携及び協力を図るための第5条に規定する全体会議の実施に関すること。
- (2) 保健師の人材育成体制の構築に関すること。
- (3) 保健師の保健活動に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 災害時等における保健師の保健活動の連絡及び調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(統括保健師の補佐)

第4条 健康づくり主管課長は、保健師業務の経験を有する職員（統括保健師を除く。）のうちから統括保健師補佐を指名し、統括保健師を補佐させるものとする。

2 統括保健師補佐は、2人以内とする。

(保健師等全体会議)

第5条 地域保健活動に関する情報交換及び有機的な連動体制の持ち方について検討する場として、保健師等職員全体会議（以下「全体会議」という。）を設置する。

2 全体会議は、原則保健師である職員全員で構成する。ただし、議題の内容によっ

てはこの限りではない。

3 全体会議は、統括保健師が招集し、その運営にあたる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、統括保健師の配置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。